

第5回 子育て・教育・働き方ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：令和3年11月17日（水）12:00～14:11

2. 場所：中央合同庁舎第8号館12階1224会議室 ※ZOOMによる開催

3. 出席者：

（委員）大槻奈那（座長）、中室牧子（座長代理）、菅原晶子、本城慎之介

（専門委員）宇佐川邦子、工藤勇一、鈴木俊晴、水町勇一郎、森朋子、村上文洋、青山浩子

（政府）牧島大臣、小林副大臣、山田大臣政務官

（事務局）村瀬室長、辻次長、山西次長、黛参事官

（説明者）（文部科学省）

森田正信 大臣官房審議官（高等教育局・科学技術政策連携担当）

淵上孝 大臣官房審議官（初等中等教育局担当）

（有識者）

村田治 一般社団法人日本私立大学連盟 副会長

住田暁弘 東京都市大学 学生支援部 部長

細田真由美 さいたま市教育委員会 教育長

4. 議題：

（開会）

1. デジタル時代を踏まえた大学設置基準の見直し

2. オンライン授業の実施状況について

（閉会）

5. 議事概要：

○事務局（黛参事官） それでは、第5回「規制改革推進会議子育て・教育・働き方ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多用中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、事務局から会議に関する連絡事項を申し上げます。本日はオンライン会議となりますので、画面共有はいたしますが、あらかじめ送付いたしました資料をお手元に御準備いただきますよう、お願いいたします。

会議中は雑音が入らないよう、通常は画面左下のマイクアイコンでミュートにさせていただくとともに、発言される際にはミュートを解除して御発言いただき、発言後は速やかにミュートに戻していただくよう、御協力をお願いいたします。

また、本ワーキング・グループでは、後日議事録を公開するとともに、会議終了後、事務局より記者ブリーフィングを行うこととしておりますので、御承知おきください。

続きまして、本日のワーキング・グループの出席状況について御報告いたします。

本日は、牧島大臣、小林副大臣、山田大臣政務官に御出席いただいております。

構成員の委員、専門委員につきましては、本城委員が途中から御出席、また本城委員と宇佐川専門委員が途中で御退席との連絡を頂いております。

さらに、構成員のほかに村上専門委員、青山専門委員に御出席いただいております。

それでは、御出席いただいております牧島大臣から御挨拶を頂きたいと思っております。よろしくお願ひします。

○牧島大臣 お忙しいところ、先生方にお集まりいただきおまして、誠にありがとうございます。また、久しぶりにお目にかかる先生もおられて、日頃より御指導いただいていることに感謝申し上げます。

規制改革の議論に本日も御参加いただく中で、昨日、デジタル臨時行政調査会（デジタル臨調）もスタートしましたので、その点も御報告しておきたいと思っております。

まず、政府として、国民がデジタルを活用したよりよいサービス享受して成長を実感できるようにするために、官民にまたがる本質的な構造改革を進めなければならないという問題意識を持っています。それをベースとしてデジタル臨調の議論を開始させていただきました。

年内にはデジタル改革、規制改革、行政改革の全ての改革に通底するデジタル原則を取りまとめるよう、総理からも指示がございましたので、スピード感を持って取り組んでまいります。こうした中で、リスクベース、ゴールベースで規制を見直し、デジタル時代にふさわしい環境を整備していく必要があると考えております。規制改革推進会議の皆様とは引き続きデジタル社会の個別課題を中心にその解決に向けてさらに検討を深めていきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

さて、本日は、大学設置基準の見直しとオンライン授業の実施状況について御議論いただきます。コロナ禍でオンライン化が一気に進むと新しい日常に適合できるようになってくる。社会の価値観が大きく変容していく。技術革新の恩恵を受けられるようになって、本来であれば私たちの暮らしがさらに豊かになっていくはずです。そうした観点から、現行の大学設置基準はこのままでよいのでしょうかという問題意識、設備要件に比重を置いたハードの質の保証はされているけれども、今後は大学教育の質を保証できるソフトの質保証ができるシステムに変えていかなければならないのではないかと考えています。

学びの形式を多様化する学修者主体の教育に転換し、社会に開かれた大学教育を実現することで大学教育の質向上を図っていく必要があります。文部科学省には、本日の議論を踏まえて検討を進め、年度内には結論を出し、速やかに措置していただくようお願いいたします。

併せて御議論いただくオンライン授業について、これはこれまでもたくさんの議論が重ねられていますが、不十分であると考えています。制度上の制約はほとんどなくなったはずですが、十分に活用がされていないというふうにデータ上、数字上も私どもとしては承知しているところです。緊急事態宣言下等で学びの保障のために実施するオンライン授業が出席扱いにならないことで、多くの児童生徒が不安を抱えながら登校していた実態があります。持病を抱えている生徒さんもその中にはいたはずですが。

また、令和2年7月に実施したアンケートでは、多くの子供たちから、1人1台端末を家に持ち帰りたいとの声が寄せられています。しかし、普段端末を持ち帰る学校は26.1%にとどま

っています。さらに、同時双方向授業を導入したくても文部科学省で示された通信環境を整備するだけでは不具合が多発するため、現場でICT人材を確保しなければならず、特に地方部の公立学校では苦勞しているという実態もあります。

このように、せつかく1人1台端末、GIGAスクールを前倒ししましたがけれども、オンライン授業の実施、さらには取扱いには地域差がある。住んでいる地域によってオンライン授業を安心して受けられる子供もいれば、そうではない子供がいるというような現状になっていることを早期に改めなければなりません。個に応じた学びを全国で促進していかなければならないと考えております。

委員の先生方にはこうした問題意識を共有いただいているという上でお話をさせていただきました。本日もどうぞよろしく申し上げます。そして、文部科学省には本日の議論をしっかりと受け止めて速やかな対応をお願いいたします。

私からは以上です。

○事務局（黨参事官） ありがとうございます。

続きまして、小林副大臣から御挨拶を頂きたいと思います。

○小林副大臣 皆さん、よろしく申し上げます。

デジタル臨調でも総理からご発言があったのですが、この政権の一番大事にしていることはスピードです。ですから、法改正は必要なくて、通達やガイドラインでやれるものはすぐやるということで文部科学省の皆さんにはお願いしたいと思っています。

ハードの規制はもう合わないというのは間違いないと思いますから、何で今さら体育館が要るのかなど、そういうところから本質的に見直していただくというのは必ずやっていただきたいと思っていますし、年度内に結論ということですがけれども、すぐできるものはすぐやるということでぜひ御協力を頂きたいと思っています。よろしく申し上げます。

○事務局（黨参事官） ありがとうございます。

続きまして、山田大臣政務官から御挨拶を頂きたいと思います。

○山田大臣政務官 私からは3点あります。

1点は、教育の在り方というのは多分これで変わるはずだと思っています。特に教員の在り方ですね。歴史の授業というのは、黒板に書いて、それを生徒が写す時代ではないだろうと、徳川家康は何々というのは動画コンテンツを見て勉強したほうがいいのであって、そうなってくると、教員とか先生の在り方が、授業を教えるだけではなく、どちらかという個々の生徒たちのファシリテーター、そういう形になるはずでありまして、デジタルなどの問題はコンテンツと教員の在り方というものも一気に変えてしまいますので、そこまで議論しないと、ソフト・ハードだけではなく人の問題というのが多分今回大きな議論になるのではないかと考えております。

2点目は御報告にもなりますが、私が党にいたときから含めて、著作権に関してはかなり柔軟に対応できるように、教育目的の著作権に関しては開放してきましたが、実際なかなか使われていないというところもあります。その点も含めて、どんどんデジタルコンテンツの活用が進むように、何がボトルネックになっているのか、議論していただきたいと思っています。

最後、3点目ですが、私も実は大学の教員を、兼任であります。15年間やってきまして、東工大の特任教授や、東大でも教えてきました。そんな中で、例えばデジタル人材が必要だというふうに言っているけれども、定員が変えられないとか、そういう大学の定員問題とか教科の問題が非常に硬直化していると思います。社会の実態でどんな人材が要求されているのかということ、それからもう一つ、生徒たちが何を学びたいのかということ、最後は生徒あつての学校だということだと思いますので、そういった定員等も含めて、いろいろ柔軟に教科の定員を変えられるようにするというのも課題なのではないかと思っております。

以上3点、ぜひよろしければ議論していただければと思います。

以上です。

○事務局（黛参事官） ありがとうございます。

それでは、今後の議事進行につきましては、大槻座長にお願いしたいと思います。大槻座長、よろしくお願ひいたします。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、早速、議題の1番目「デジタル時代を踏まえた大学設置基準の見直し」について議論したいと思います。

本件については、まず、本年6月に閣議決定された実施計画に係る対応状況について文部科学省からヒアリングを行いたいと思います。本日の御説明者ですが、文部科学省大臣官房審議官（高等教育局・科学技術政策連携担当）の森田正信様にお越しいただいています。それでは、森田様、10分程度でよろしくお願ひします。

○文部科学省（森田審議官） 文部科学省の森田でございます。

資料1-1について御説明申し上げます。

まず、御説明内容の1番でございますが、今、御指摘いただきました規制改革実施計画を受けまして、現在、中央教育審議会大学分科会に質保証システム部会という組織を設置して、大学設置基準の見直しについて検討中でございます。

3ページがこの部会の概要でございます。委員名簿でございます。元立教大学総長の吉岡先生、元ICU学長の日比谷先生をはじめ、多くの私立大学関係者にも入っていただいて、現在、審議中でございます。

4ページに審議経過を示しております。

5ページは、どういう観点から議論しているかということで、大学設置基準について、時代に合わせる形でより客観性ある分かりやすい基準とするべきというような課題、次に、先進性・先導性のある教育研究活動を行っていく際に制約になっている面があるのではないか、柔軟性のある仕組みにしていく必要があるのではないかといった課題意識、こういった基本的な方向性で議論しているところでございます。

6ページでございますが、大きな方針として、学修者本位の教育、社会に開かれた質保証、この2つの大方針で検討しております。学生を保護するという、社会から理解を得られるということ、これを大方針にしております。

その上で、客観性、透明性、先進性・先導性、これは柔軟性ということでございますが、そ

れから厳格性、これは認証評価などで不適合になるような大学に対する厳格な対応ということを含んでおりますが、そういった4つの視座から検討しております。基準が今の時代に合ったものとなっているかどうか見直す、先進的な取組を行おうとする場合の制約にならないようにする、そういったことを視座としております。

同時に、設置基準は大学を設置する際に必要な最低の基準でございます。したがって、最低の基準を切り下げた場合にはそれだけ低い基準で大学の設置が可能になる。申請をその基準で認可していくということになりますので、それに伴って生じることについて学生のためになるか、社会から支持を得られるかということも併せて視点として検討しているという状況でございます。

7ページでございますように、具体的な事項について集中的に検討するために作業チームをこの部会の下に設置しております。7人のメンバーで、半分以上私立大学の関係者の方に入っていて、細部の検討をするということになっているところでございます。今年度中に部会としての結論を得るように進めていきたいと考えております。

2番目の遠隔授業等についてでございます。

基本的に現在、60単位まで遠隔授業可能、残りの64単位以上は面接授業ですが、面接授業の部分も授業科目の半分未満に遠隔授業を取り入れることが可能というのが現在の規定であります。

10ページは、今回のコロナ禍でのオンライン授業について無作為に学生を対象とした調査を文科省で実施いたしております。

11ページにその結果を掲載しております。(4)でございますように、オンライン授業の満足度は「満足」が13.8%、「ある程度満足」が43.1%、合わせて6割近くが満足しているという結果でございますので、これを踏まえて検討しております。

12ページでございますが、今年6月、教育再生実行会議の提言において、遠隔オンライン教育はコロナが収束したとしても後戻りすることはあり得ない、学修者本位の視点に立って面接授業と遠隔授業の双方のよさを最大限に生かした教育の可能性を追求する、これを基本方針としているところでございます。

13ページから現在の検討状況でございますが、具体的には14ページに主な意見の概要を記載しております。「既に4分の3近くまで遠隔授業を用いることが可能となっており、これ以上大きくする必要はない」という意見もございしますが、「オンライン教育の効果は大きい。ハイブリッド型教育の常態化を前提とし、現在の設置基準の規制は見直していくべき」という意見もかなり出ているところでございます。他方「オンライン教育の効果について、この1年半の効果が十分検証されておらず、例えば検証の意味も込めて限定的に新たな取組を一定程度認めるような仕掛けをしていくのがよいのではないか」あるいは「学生保護の観点から、遠隔授業の割合の情報公表が重要」といった意見も出されているところでございまして、こういった意見を踏まえながら、どう推進していくか、どういう基準になるかということ議論していきたいと考えております。

時間の関係で17ページ、3番の大学設置基準のほうに行きたいと思っております。

19ページ、20ページにございますように、大学設置基準の全般にわたって俎上にのせて現在検討中でございます。20ページにございますように、教員の在り方、施設の在り方、教育課程の在り方、全般議論しております。

これまで出ている主な意見でございますが、21ページでは、規制緩和をした場合に低水準の大学が参入する可能性に対する懸念などの意見も出されております。「不要な基準をどう除くか」「足かせになっている設置基準をどう見直すか、検討していくべき」という意見が出ております。教員や職員、専任教員といった現在の規定の定義や在り方も検討の対象として議論しております。

22ページでございます。施設につきまして「基本となる施設・設備を担保することは必要」という意見も出ておりますが、他方で「ICTなどが進む中で現在に合わないところをしっかりと見通して議論していくべき」という意見が出ております。そういったことを踏まえて検討中でございます。

23ページでございます。「規制緩和によって低水準の大学が出ることを許容することにして大丈夫か」という意見が出ておりますけれども、他方で「力のある大学がいろいろ試せるよう、自由度を高めることが大事」という意見が出ておりますので、そういったことを今後さらに議論を深掘りしていく予定でございます。

24ページでございます。できることはすぐやるという考え方の下、紙の本の図書館と教員の個室につきまして、これまで御指摘いただいておりますが、教員の研究室は必ずしも個室である必要はないということ、図書は必ずしも紙媒体である必要はなく、電子書籍も含まれるということも既にハンドブックで明文化してお示したところでございます。図書館については、さらに書庫や座席とかいう規定が残っておりますが、これについても見直すことについて今後検討を会議の場でしていただく予定でございます。

25ページからが定員管理の問題でございます。定員管理については、入学定員から収容定員へ、学部単位から大学単位へ、単年度単位から複数年度単位へと柔軟化してはどうかという案について検討いただいております。

これまでに出ている主な意見を26ページから28ページまでに紹介しております。これまでのところ、入学定員から収容定員、単年度から複数年度単位という柔軟化については、支持する意見が多く出されている状況でございます。他方で、学部単位から大学単位にすることについては、分野による学位の質保証という観点からそれで大丈夫かと懸念する意見がどちらかというところが多い状況でございます。そういったことを含めて、さらに深掘りしていきたいと考えております。

最後に、29ページ、4番の認証評価と情報公表についてでございます。

30ページにこれまでの意見の概略を掲げております。認証評価につきましては「大学が多大な労力をかけて認証評価を受けている。それに対して認証評価で何を保証しているのか、一般社会からも理解される分かりやすいものにしていく必要がある」という意見が出ております。

情報公表については「内容の共通化、公表の義務化を行うべきである」「大学によるばらつきがあるので、一層充実させていく必要がある」といった意見がこれまで出されているところ

でございます。

現在の検討状況を御説明申し上げました。今申し上げたような方向でさらに年度内に結論を出せるように審議を進めていきたいと考えているところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○大槻座長 ありがとうございます。

続きまして、ポストコロナ時代に向けた新たな大学教育の方向性を示す一環として、大学設置基準の見直しについて御提言されている日本私立大学連盟のヒアリングを行いたいと思います。本日の御説明者ですが、村田治副会長にお越しいただいています。それでは、村田様、10分程度で御説明をお願いします。

○日本私立大学連盟（村田副会長） ありがとうございます。

それでは、私のほうから御説明させていただきます。

私大連では、コロナ禍で普及したデジタルを活用することによって新たな大学教育へ転換していく必要があると考えています。そのため、今、文科省様からも御説明がございましたように、大学設置基準の見直し、あるいは大学教育の質の保証と担保、これについてポストコロナ時代の大学の在り方の提言をまとめたところでございます。本日は時間も限られておりますので、概要編、今、共有で上がっておりますものに基づきまして、御説明したいと思います。

初めに、私大連が抜本的な大学設置基準の見直しを提案している目的ですが、大学は、大学という学びの場を再定義し、学修者本位の学びを実現するために取り組んでいかなければならないと考えています。大学教育の改革なくしては、まさに知識集約型社会と言われているこの社会におきまして、グローバルな人材あるいは特にSociety5.0に対応する人材を育成することができないのではないかと考えております。

概要編の右側を御覧いただければと思います。「国の規制の緩和や支援」の「（1）大学設置基準」にございますように、大学設置基準に関しましては、遠隔授業の単位数の上限の撤廃、単位制度の実質化、校地・校舎の基準の撤廃・緩和、あるいは定員管理の見直し、専任教員・職員の定義や役割の見直しという5点につきまして、提案しております。

緊急的な課題で取り上げています①の遠隔授業の単位数の上限撤廃につきましては、現在、60単位の上限が規定されておまして、今、文科省様からも御説明がありましたように、条件を満たせば、それ以上の遠隔授業を実施できる形にはなっております。現在のようなハイブリッドあるいはハイフレックスの授業でしていくのであるならば、この形でもいいとは思いますが、私どもが上限を撤廃あるいは各大学の自由度を生かしてほしいと主張しておりますのは、デジタル化が今後進んでいく中で、オンラインと対面の区別がつくのだろうか、オンラインと対面の授業の区別がつかないような授業が出てくるのではないかと、対面授業も含め、オンラインと対面が今までのような形で区別がつくような形にならずに、非常にグラデーションが大きく出てくるようになってきて、そのときに対面が何単位あるいはオンラインが何単位であるということ自体が意味をなさなくなるのではないかとという危惧をしております。

続きまして、②の単位の実質化でございます。学修者本位の教育に転換していくためには、個々の学生の学修評価をしっかりと考えていかなければなりません。それをするためには、細か

く規定されております学修時間、単位数というのは、単位の実質化を図っていくうえで、特にオンデマンド、オンラインが入ってきた場合にはむしろガイドラインとして捉えたほうがいいのではないかと考えております。

例えば学修評価の観点でいいますと、定員管理の厳格化は、入りにくいが卒業しやすいという今の日本の大学の傾向を改め、教育の質を担保するためには、むしろ入りやすいのだけでも卒業しにくいという形にしなければなりません。そのときには定員管理の厳格化が足かせになっている可能性も今後出てくるのではないかと危惧いたします。

そういう意味では、学部単位ではなくて複数年や大学全体の定員管理など、今、文科省様からも御説明がございましたようなことを考えていくことが必要ではないかと考えております。あるいは学部ごとのといったときには、今後、文理横断の能力あるいは人材を育てていく必要性を考えると、学部ごとの管理というのは人材の育成を考えた上では実情にそぐわなくなってくるのではないかと懸念も持っております。

このように、大学は単に授業の単位を取るだけではなくて、授業以外の様々な課外活動によって人間の形成が行われていく。その意味では課外活動の重要性もこれから増すのではないかと考えておりますが、そういう意味では、遠隔授業の60単位の上限あるいは校地面積の一律の規定と、現行の単位制のように学修時間や単位数の外形的な標準をこれまでのように重視する必要はなく、もう少し柔軟に考えていく必要があるのではないかと考えております。

ただし、今申し上げました規制緩和をし、自由度を上げるということは、大学教育全体の水準が低下しないということが極めて重要だと思っております。そのためには、新しく大学を設置する場合には、現行の基準を適用し、完成年度の様子を見ること、あるいは先ほど文科省様からもございましたように、後ほど申させていただきますが、いわゆる認証評価の在り方について考えていかなければならないと思っております。教育の質、定員の未充足、経営状況、情報の公表、こういったことが設置に当たりましては当然公開されていき、質の保証が担保されるということが必要かと考えております。

その上で、私大連の提案に関しまして、全ての大学の校地・校舎がなくなり、通信教育に転換するのかなというように、私どもの提案をそのように受け止められる向きもございますが、私大連としてそのようなことを考えているのでは全くございません。むしろデジタル化を推進することによって学修者本位の教育に転換し、大学の施設を再デザインすることをもう一度考えていく必要があるのではないかと、あるいはそういう方向で考えさせてほしいということを申し上げているところでございます。質の高い先進的なデジタル教育を提供する大学の挑戦を後押ししていただければと思っております。そのためにも、規制の緩和・撤廃をお願いする次第でございます。

今、専門職大学も含め、新しい大学が出てきている中で、一律の基準を全ての大学に適用するのは難しいのではないかと考えております。先ほど文科省様からもお話がございましたように、事後的な評価をより強化していく方向に今あるわけですから、認証評価を厳格にすることによって大学教育の質を担保していく、むしろそういう方向がいいのではないかと考えております。

産業構造が変化し、社会全体が変わっていく中で、大学の改革、大学の教育、人材育成がまさに日本の産業、社会を担っていく一番の基準、重要なポイントだと思っております。そこには高等教育の在り方あるいは質が問われていると思っておりますので、まさにそういった中で全体の在り方を考えていただければと思っております。

私からは以上です。ありがとうございました。

○大槻座長 ありがとうございました。

続きまして、学修者主体の教育の実現と社会に開かれた大学教育の質保証に取り組まれているらっしゃる東京都市大学のヒアリングを行いたいと思っております。本日も越しいただいておりますのは同大学の学生支援部住田暁弘部長です。それでは、10分ほどで御説明をお願いいたします。

○東京都市大学（住田部長） 紹介いただきました住田でございます。よろしくお願いいたします。

本日、このような機会を頂きまして、ありがとうございます。本学は、もともと90年ほど前に創立された、東急グループに所属する大学でございます。東京都市大学というのは十数年前に大学と短大が一緒になって名称変更いたしました。規模は中規模、学生数が8000名弱で、理系、文系がある総合大学でございます。

本日の御説明ですが、まずはAP事業、これは文部科学省様の補助事業だったのですが、これに取り組ましまして、今回情報提供の御指名をいただきました、ディプロマサプリメント、プレ・ディプロマサプリメントという仕組みへの取組と、それを動かしている、愛称ですが、TCU-FORCE、東京シティーユニバーシティー（TCU）のFORCEシステムの内容の御説明でございます。最後に、コロナ禍で大学職員が、私自身も大学職員ではありますが、どのような役割を果たしているのかというところにつきまして、御説明させていただければと思っております。

まず、そもそもディプロマサプリメント等に取り組むときに、本学の中で育成したいと考えている人材像と、あと企業の人事の方々にヒアリング、アンケートを行ったり、本学OBの方々に毎年アンケートを実施しておりますが、その中で今後、本学の中でどのような人材をどう育てていけばいいのだろうかというところを議論いたしました。今までの、努力をしたり、一生懸命頑張ったりというだけではない、新しく自分たちで積極的に活躍できるポジションをつかっていったり、新しい枠組みをつくり上げていったり、国際的に通用するような人材を育てていかなければいけないのではないだろうかという議論を行いました。そのときに、今までと同じような教育をしても駄目だということがありまして、たまたま教育改革に関する補助事業が文部科学省様から出まして、AP事業になるのですが、こちらに手を挙げさせていただきました。

これは、本学が文部科学省様の審査を受けるときに出したポンチ絵ですが、大きく2つの取組として行いました。

まず1つは、卒業時の学修成果を社会に示すため、ディプロマサプリメントをつくってくださいという指示でしたので、本学がオリジナルなものをつくらうということで取り組みました。

もう一つは、私もキャリア関連の仕事を長くやっておりましたので、卒業時だけではもったいない、1年生、2年生、3年生時点で自分がどのように力がついているのか可視化できるような形にできないだろうかと取り組んだものでございます。

これがディプロマサプリメントのサンプルですが、両面印刷で、学位記とともに学生に卒業時に渡しているものでございます。後ほど御説明させていただきますけれど、定量的に示すもの、定性的に示すもの、2つ大きく分かれていますのでございます。

昨年までは限定した試行の卒業学生で実施したので、対象全員に卒業時に印刷したものを配っておりましたが、今年度からは試行を広げ、卒業学生およそ700名に配ることになります。全員に配ると、紙仕事が多くなりますので、卒業生が使う「校友オンライン」という卒業生の方々が自分で大学の情報等を更新していくことができるようなオンラインシステムがあり、そこに格納場所をつくりまして、卒業時にディプロマサプリメントをデジタルで全部置いていき、卒業後もこれを自分で持ち歩くことができるというものにしていくシステムをつくっているところでございます。これは学長印が入ったものでございます。

プレ・ディプロマサプリメントは、先ほど申し上げましたとおり、卒業時にはディプロマサプリメントが出ますが、資料の図のレーダーチャートでいきますと、1年次のレーダーチャート、2年次のレーダーチャート、3年次のレーダーチャートという形で、どのようなところがどういうふうに定量的に伸びていったのか、定性的にはこのようなことをやってきたというものを残していくことができるようなイメージのものでございます。

これが先ほど申し上げましたTCU-FORCEシステムです。ディプロマサプリメントシステムといっても、学生たちは何のことか理解しにくいかと思ひまして、愛称をつけようということで、「FORCE」とつけました。「FORCE」は「FOR Career Enrollment」の頭の文字を使ってつくった造語でございます。エンrollment・マネジメントと申しますのは、御案内のとおり、入学から卒業まで一貫して学生たちに対していろんな支援を行っていくことです。学生たちの主体的な学修を促進するオリジナルなシステムとして、学生たちが教職員との間で、FORCEはどう、FORCEに入れた、そういうコミュニケーションを取ることができるようにということをつくったものでございます。

この図の考え方はキャリア開発のフレームでございます。客観的な側面で自分を知ったり、これは経験としてやってきたことですが、これからやりたいことは何だろうかという主観的な側面を考える。そのためにはまず社会を知らなければ何がやりたいか分からないだろうと、社会を知って何をやりたいのかという主観的な側面が分かったといたしましても、では実際それをやるためにどんな力をつけなければならないのか。例えば海外で働きたいと考え、TOEIC760点を目指したときに、実際に受験して、600点だったとすると、客観的な側面では事実として600点で、今後どう再目標設定するか、などぐるぐるとこのサイクルを回していく。これがキャリア開発していく仕組みと考え、これを先ほどのFORCEシステムの中に考えとして組み込みました。

FORCEシステムには、このように4つ大きく機能がございます。1つ目はレーダーチャートによる定量情報の表示、2つ目は承認されたアピールポイントの定性情報の表示です。承認されたというのが一つのポイントでございます。もともと就職時の企業等に提出するエントリーシートは自分が記入しアピールするものですが、この定性情報は担当の教員もしくは職員が学生がやってきたことを確認し承認したものしか表示されないという条件がございます。3つ目

のキャリアガイダンスといたしますのは、半年ごとに1・2年生全員対象に実施しておりまして、自分で目標設定して、振り返り、再目標を設定していくことを習慣化させる内容です。4つ目はキャリアポートフォリオ機能で毎日記録を残すという機能でございます。

細かくなりますので、説明は控えますけれども、これがグラフの内訳でございます。例えばリテラシー基礎力、コンピテンシー基礎力、語学力、基礎学修力といったところがこのような経験等ということで積み重ねられてレーダーチャートになっているというものでございます。その定義の内容がこの表でございます。

企業にもアンケートを取りまして、定量情報のどの項目を評価されますかと聞くと、基礎的な力を評価するというのが企業の方々からの意見でございました。

続きまして、これがアピール項目です。アピール項目は、この辺りに印字されていくのですが、このような形で自分でやってきたエビデンスの情報をシステムにアップして、教員もしくは職員に対してこれを承認してくださいと依頼します。エビデンスの内容を確認した上で、例えばこれはTOEICの外部テストですが、TOEICのテストの内容を見て確かにこの点数を取っているというのが分かった上で、それを承認して初めて印字に進んでいくというイメージのものでございます。

こちらがガイダンスです。ガイダンスはこのような形で、1年生、2年生、3年生、4年生とございますが、卒業時にディプロマサプリメントを発行いたします。その前に就職活動用のプレ・ディプロマサプリメントを出すこともできます。

1年生の入学時、すぐに目標をつくりまして、半年後、後期のオリエンテーションのときに学生たちに対して半年間の振り返りとこれからの再目標設定ということを行うようガイダンスします。このガイダンスはコロナ禍で今はオンラインでやっておりますけれども、1年生、2年生の時点でこのような形でPDCAを回していくことを習慣化させていく、そのような癖づけさせるということになっております。

各学科の教員に対して毎年、各キャンパスで我々は説明会を行っておりまして、具体的にお願したいことを伝えていきます。例えば学生の学修活動の承認で、学生が入力した内容に教員からフィードバックが行える機能があります。例えば、目標に対して良く頑張ったねとか、たてたその目標はいいねとか、この辺りはもっと頑張ったらどうだということをシステムの中でやり取りすることができます。そこで学生たちはモチベーションを上げていく。主体的に学んでいくということに対して、関わらないと最初はできない学生もおりますので、その辺りをやっていく仕組みでございます。あとはTCU-FORCEを使った個人面談による学修支援というところ です。

教員と併せて、キャリア支援センターの職員といたしまして、国家資格キャリアコンサルタントの有資格者が13名ほどおります。この資格を持った者たちが教員と併せましてサポートしていくというシステムを入れております。

大学職員についても説明をという御話もございましたのでお伝えさせていただきます。大学職員の役割は変化してきていまして、事務的なことだけを補助的にやっているだけではなくなっています。アドミニストレーターという言葉がよく言われますけれども、企画やマネジメン

ト業務等ということに大分変化してきているところでございます。そのためには当然、大学職員は学び続けていかなければいけないとなっております、学び続けていくことができるかどうかと求められてきています。例としてこのような業務をやっております。私はAP事業の事務局としての責任者をやっておりますけれども、先ほどのTCU-FORCEのプロジェクトを事務局が中心で動かしたり、他にも教員と連携しながら協働で進めていく、これがキーワードになっていると思っております。その中で様々なプランを出したり、実行したりということが恐らくこれから大学を変えていくためには求められていくのだろうと意識しているところでございます。

最後に、参考でございます。私は中途採用でございますけれども、大学ではいろんな職員が増え始めているというところの御紹介でございました。

簡単でございますが、以上でございます。よろしく願いいたします。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、ここから質疑に入りたいと思います。いつもどおりですけれども、下のアクションの中に「手を挙げる」機能がございますので、そちらを使って手を挙げていただければ、こちらから御指名させていただきます。どんどん質問やコメント等を頂きたいと思いますが、時間が限られていますので、いつもどおり簡潔をお願いいたします。

それでは、村上専門委員、宇佐川専門委員、中室委員、森専門委員の順でお願いします。時間の関係で3人ずつでまとめて御質問の御回答をお願いしたいと思います。まず、村上専門委員、お願いします。

○村上専門委員 御説明ありがとうございます。

私からは文科省に3つ御質問します。

1つ目は、文部科学省の資料1-1の5ページに、事前規制型から事後チェック型に変えていくとありましたが、具体的にどのようなことを考えているのか。

2つ目は、私大連の村田さんからの提言は、部会での検討のさらに先を見越したすばらしい提言だと思うので、この内容は部会での検討にぜひ取り入れるべきだと思いますが、文科省として対応可能か。

3点目は、部会の検討は年度末に結果を出すということですが、途中段階でこのワーキングで報告いただいて、このワーキングの意見を聞くことは可能か。

以上、3点お願いいたします。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、宇佐川専門委員、お願いします。

○宇佐川専門委員 文科省さんに1点、もう一点は住田様に御質問させていただきたいと思えます。

2件目の村田様のお話は非常に共感しております。

まずは社会人のリカレント促進の観点について、社会人の方や企業からのニーズをどのように把握して政策に反映されようとしているのかを教えてください。背景としては、個人の学びを進めることはもちろんですが、それだけではなく、企業が個人の学びを支援しやすいようにする、企業が継続、発展するためにも個人の学びが重要であると認識してもらうことが非常に

重要だと思っています。それをいかに反映するかという取組を教えてください。

2点目、住田様、ありがとうございました。学生のキャリア教育でも最も重要なのがフィードバックではないかと思っています。ただ、フィードバックをやる方を育成し続けることは非常に大変だと思っています。できる方を増やす取組として何かよいヒントがあれば、教えてください。教員の在り方、認定のされ方にも影響しているかと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大槻座長 では、中室さん、お願いします。

○中室座長代理 ありがとうございます。

私からの要望としては、今日の文科省さんからの説明で、検討状況についてお示しを頂いたわけですが、それを聞いていると、こういう意見もあるし、こういう意見もあるというような形で、2つの異なる意見を平等にウエイトをかけてお話しになっているように聞こえますので、そういうことではなくて、どういう方向でいくのかということがはっきりと見える取りまとめになるということが大事なかなと思うのです。殊さら教育に関しては、全員の意見が一致して全員で合意形成できるということはありません。そうではなくて、我が国の教育が10年後を見据えてどういう方向に進んでいくべきなのかということを見据えた制度設計になっているということがすごく重要なかなと思うのです。そのことが今日の資料からは全然見えないと私は思います。ですので、年度末の取りまとめで両論併記的なことにならないように、そこはぜひお願いしたいと思っております。そのためには、さっき村上さんがおっしゃったように、途中の審議過程の中でこの規制改革推進会議との意見交換ができるような形にさせていただきたいと思っております。

私からの要望もこの際、申し上げておきたいと思うのですけれども、今日、私大連様からお出しいただいた提言は、私自身が考えている改革の方向性と非常に合致していると考えています。特にこのコロナ禍で明らかになったこととして、校地あるいは場所の制約というものは必要なくなってきたのではないかと思いますので、大学設置基準の第34条、6条、7条のところの校地や校舎の面積に関する規制というのは基本的に全削していく方向が必要ではないかと思っています。

次に、38条の図書館等の設備に関しても、紙の本ではなくて電子書籍とかもあるということを見ると、この規定は削除していくべきではないかと思っています。

それから、今日、山田大臣政務官からも冒頭お話がありましたとおり、大学教員の専門分野に求められる需要も大きく変わっていますので、専任教員の規制といったことも見直しが必要になってきていると思います。

次に、学修者視点からということですが、卒業要件に関しての修学年限の緩和あるいは単位互換のところは、大学の機関ごとでの仕組みになっていると思います。そうではなくて学生本人からの選択でやれるという仕組みに変えていけないかと思っています。

最後に、60単位の遠隔の話ですが、これは直ちに撤廃することが重要ではないかと私自身は考えています。なぜかという、今、ほとんどの大学はハイフレックスになっていますので、対面を選ぼうと思えば選べるのです。対面がいい、対面のほうが満足が高いという人は

対面を選べばよい。でも、そうではなくて、例えば海外にいながら日本の大学の授業を受けたいというような、場所とか時間の制約がある人たちがいたとして、その人たちがオンラインを選ぶということもできるようにしておかなければいけない。すなわち、大学の授業は選択できるということが小・中・高と違うことなので、選択肢を広げるという観点での規制緩和が重要だと考えています。

以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、ここまでのところについて御回答をお願いしたいと思います。まず、文部科学省さんからまとめてお願いできればと思います。

○文部科学省（森田審議官） 文部科学省の森田でございます。

まず、事前規制から事後チェックへというのは、これは現行の質保証システムの説明として書いているものでありまして、平成15年度以降、事後チェックに相当する認証評価制度を導入するとともに、事前規制に当たります大学設置基準・設置認可制度については、例えば認可事項の縮減でありますとか届出制の導入など、制度の弾力化を図ってきております。基本的にこうした事前規制を弱め、そして事後チェックを導入する。この併用型で質保証するというのが我が国の現行の質保証システムである。これを今後も基本的な考え方としてさらに改善していくという考え方を示したものでございます。

それから、私大連の要望につきましては、質保証システム部会に上智大学長の曄道委員に委員として入っていただいておりますし、曄道委員のほうからこの部会の場で私大連の要望については配付し、説明もしていただいております。委員の間で共有して進めております。部会長の立教大学前総長の吉岡先生、ICU前学長の日比谷先生はじめ、私大連加盟大学の先生方にたくさん入っていただいております。議論しているところでございます。

年度内に取りまとめるまでに、この規制改革推進会議との間でどのように意見交換できるかについては、現時点で具体的にまだ決めていなかったのですけれども、部会長とも相談して検討させていただきたいと思っております。

社会人のニーズ、企業のニーズを取り入れることは大事だと思っております。この部会の場にも経団連や企業の方にお入りいただいておりますし、文科省としても経済団体等との意見交換をして施策に反映させるようにしているところでございます。

それから、年度内に取りまとめる提言について両論併記にすることはないと考えております。両論の意見がございしますが、最終的には1つの結論に取りまとめでまいりたいと考えております。

校舎や設備、面積、図書館、専任教員、修業年限や単位互換、これらについてはいずれも検討の俎上にのせて、御指摘いただいたような意見も案としてお示ししつつ、委員の先生方に議論していただきたいと思っております。1点、単位互換についてですが、単位互換について学生が選択できるようにするという事は、各大学でそのように決めれば現在でも可能である。大学のルールとしてそのように決めていただければ可能であると考えております。

それから、遠隔授業の上限60単位の在り方についても、新設大学を含めて全て撤廃するのか、

あるいは私大連からありましたように、既設の大学を対象に、質が保証されていることを確認できる大学を対象にそういうことを可能にする仕組みを導入するのか、そのやり方については現時点では両方の意見が出ておりますけれども、いずれにしても今のままではなくて、どうやって教育を前進できるかという方向性で引き続き議論していただきたいと思っております。

以上でございます。

○大槻座長 続きまして、村田様から今の御質問についてのコメントを頂けますでしょうか。何かございますでしょうか。

○日本私立大学連盟（村田副会長） 私からですか。御質問等についてのコメントですか。

○大槻座長 そうです。

○日本私立大学連盟（村田副会長） 分かりました。私大連の意見と必ずしも一致しないかもしれませんが、私個人の意見も含めてお話をさせていただきます。

例えば設置基準の話が出ましたけれども、設置基準は基本的に最低限度の基準をとというふうな文科省様からもお話があったかと思いますが、建物の基準だとか幾つかの基準が少し古くなってしまっているのは、私もそう思いますので、そこはどうするかをちゃんと検討していく必要があるかと思えます。

その際に、質の保証といった場合に、認証評価のところをもう少し厳格にしていく必要があるのですが、残念ながら、認証評価も実は最低の基準を認証しているというところがあります。例えば大学基準協会では、各大学の特徴を出せるような形にして、これを出していこう、むしろ最低の認証評価以外にプラスアルファでこの大学はこういうことに力を入れているのだというところを積極的に評価していく、そういう各大学の個性を伸ばしていくような認証評価の在り方が必要かなと思えます。

もう一つは、認証評価機関によって若干基準が違ったりもしますので、その統一を図っていくことも、これから逆に設置基準の緩和をしていくのであれば認証評価の役割が重要になってきますので、そこをどうするか。メタ認証評価機関みたいなものをつくるのか、つくらないのかといった議論も今後必要ではないかと考えています。

○大槻座長 ありがとうございます。

東京都市大学の住田さん、いかがですか。

○東京都市大学（住田部長） 御質問ありがとうございます。

なかなか難しいと思っております。各学生に担当をつけてやっているのですが、できる教員とできない教員がやはりございます。意識がある・ないというところがあります。毎年説明会を行ったり、依頼したりはしておりますけれども、なかなか難しいというところです。

一つは個人的な意見にもなりますけれども、学生を育てるというのは教員だけではなく、当然教員はやるとしまして、職員も含めて大学全体の仕組み、外部からも含めて、人材をどのようにして調達していくのか。あと、当然ですけれども、既にいる人間に対してFD・SDといったところを積極的にやって、取組みや成果に対する評価というものを行っていくことが大切ではないかと思っております。

簡単でございますが、よろしく願いいたします。

○大槻座長 ありがとうございます。

関連で追加で教えていただきたいこととコメントがあります。主に文科省さんに対してかもしれませんが、先ほど来、検討会について委員の皆さんから質問とコメントが出ていますけれども、私も同感でございます。資料1-1の7ページ目のチームメンバーは、先ほど文科省さんからもこういった方々がやっただけなので安心であるという趣旨のコメントも頂きました。確かにそうそうたる方々なのですが、逆に言えば、革新的で新しい大学等が何かをトライしたいときというのがどこまで反映できるような仕組みにしてもらえるのか、私もちょっと不安に思った次第です。ですので、両論併記ではないということをお願いするのは非常にいいと思いますけれども、その中でも国民にとって何がいいのか、そして先ほど頂きましたけれども、社会のニーズもしっかりと受け止める形の議論をしていただければと思いますし、途中途中で我々ともまた議論していただければと思います。それが1点コメントです。

1点質問です。最後のほうにございました認証評価ですけれども、今のものを見ますと、どちらかというとネガティブチェックでもって、こういったよくないことがないようにしますということで認証を与えているのが今の制度の大宗かと思えます。海外の認証を私も受けた経験がございますけれども、もうちょっとプレミア的な、いい大学を選んでいくような機能も、もし入り口のところを緩和して自由度を高めるということだと必要になるのではないかという気がしますが、そこら辺いかがでしょうか。私大連の村田様からお願いできますでしょうか。

○日本私立大学連盟（村田副会長） 先ほど申しあげましたように、大学基準協会のほうでは、今、そういうような形でプレミアムと申すでしょうか、プラスのところを評価していく仕組みに変えようとしつつあるように聞いております。そういう意味では、今、大槻先生がおっしゃったところになっていくのだろうと思います。

ただ、残念ながら、日本に今、幾つかの認証評価機関がございます、その間の基準の統一と申すでしょうか、そここのところをしておかないと、ある認証評価機関と別の認証評価機関では基準が違っていると困ると思えます。そここのところをどうするかということが一つの大きな課題で、もう一点、今おっしゃったようにどういうふうにしてプラスに評価していくかというところが課題と思っております。おっしゃるとおりだと思います。

○大槻座長 どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、皆さんの御質問を頂きたいと思えます。まずは森専門委員からお願いいたします。

○森専門委員 ありがとうございます。

昭和30年代につくられた大学設置基準ですので、誰しもが変えることには反対ないと思うのです。あとは、中室さんがおっしゃったようにタイムスケジュールだと思います。今、質保証システム部会のほうの議論を拝見していても、いろんな意見が出てしまっているがために迷走しているようなイメージもございます。今、WGを立ち上げてコンパクトに議論されておられると思えますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思えます。

その中で、今ある大学が質向上するためのもので撤廃していくのか、新規参入、自由競争を促していくのか、この議論を分けていかないといけないと思うのです。今ある大学が、という

ことであれば、特例という形で今すぐいろんなものが実現化します。これは前回の私の初等中等教育局との話の中で出てきたことなのですが、それは特例でできますと皆さんおっしゃる。ということであれば、大学もやりたいところがどんどんできるように特例制度をつくっていく。これが一番簡単な方法かなと私個人は思っています。

そして、新規参入を促したいということであれば、私としましては、やはり国策として大学進学率を何%に上げたいから自由競争をさせたい、この論がないといけないと思うのです。今、日本もまだまだ56%です。OECDの中ではまだ高いとは言えません。経済を回していくためには、これを65%にする。女子はまだ50%を下回っているのでここにアプローチするなどといった議論をしていかないといけないと感じています。また、新規参入の場合には、先ほどおっしゃったように、ナショナル・ミニマム、誰でも参入できるが、撤退もできるということであれば、これは学習者本人にとっては大変きびしい話になってまいりますので、どのように学習者の権利を守っていくのか、そこを国としてどうやって保障していくかという問題もあるかなと思いました。

そして、村田先生にも質問させてください。個人的ではありますが、これはある意味、文科省の規制の問題ではなく、大学がどこまで覚悟できるかということだと思っております。今、ご発表の中でも頑張っている大学の事例はありますが、先ほど住田様がおっしゃったように、では一人一人の大学教員がそこまで思っているか、大学教員の質はどうか、いろんな問題が関わってくる。大学全体ではしっかりとやっているけれども、本当にマネジメントできているのかという実際には問題もたくさんあります。自由競争の中で大学生の学びの質を保証していくのはすごく難しい問題だと思います。ですので、今、私大連のお話もST比でいえば1対55とか、そういったような世界で個別最適化ができますかということなのです。

すみません。村田先生、私も大学人として大変厳しい質問だと思うのですけれども、私大協も含めまして、この辺りはどうなのでしょう、お聞かせいただければと思います。

以上でございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

工藤専門委員、お願いします。

○工藤専門委員 ありがとうございます。

私も皆さんのお話をそのとおりで思っていて聞いていました。私大連さんの要望も全く同感です。こういった規制改革を進めてもらえればと思っているところです。新しい学校、魅力ある大学がつかれないような、そういった設置基準の中でどんどん国際的な競争力が下がっていく、そんな気がしています。

先日、日経新聞に日本電産の永守さんのインタビュー記事が載っていて、今、新しくつくっている大学に将来、医学部をつくりたい、でもバリアが高くて、今、永守さんが50歳だったら可能性はあるけどみたいな記事がありました。やはり新たな魅力ある大学をつくらうということに足かせがあるというのは、日本の将来を考えると非常に心配だと思っているところです。

全体として設置基準が量的な基準になっているところが非常に問題で、質的な基準に移っていかなければいけない。大学の教育の質とか、授業の質とか、そういったところに移らなけれ

ばいけないとみんな分かっているにもかかわらず、相変わらず量的なものがのさばっている、そういったことなのだと思うのです。

例えば、デジタルの遅れの部分なんかは国として言われているわけですがけれども、相変わらず大学の教育でオンラインか対面かということが話題になること自体が本当にナンセンスだと私は思います。それこそデジタルが遅れているのだからという、さっき両論併記という話もありましたけれども、どっちが上の問題なのか、上位の問題なのかということを考えれば、オンラインか対面かということが議論になること自体がおかしいのではないかと思うのです。

それ以外にも、履修主義なのか、修得主義なのかという問題なんかよく出てきます。飛び級の問題、入学時期の問題、卒業時期の問題、そういったものが様々なものを足かせにしている。例えば大学院に行くということ一つだけでも、大学院を卒業するまで相当な年齢になります。こういったことも大学院に進学することの足かせになっている。やはり飛び級でどんどん行くことによって大学院まで進学しようという気にもなるだろうし、アメリカの例なんかを見ると学費が高いということもあるのですけれども、学生が学費を払わなくても済むように早く卒業したいという意思が働いているわけです。日本は一生懸命学んだって4年は4年とか、そういった考え方で学生が学んでいること自体もとても時代にそぐわないと思います。

文科省さんに1つだけ質問したいのは、先ほど中室委員もおっしゃっていましたがけれども、規制改革を進めていくための手続論というのか、手続問題というのか、例えば中教審の議論が足かせになっているような気がするのです。中教審で議論して、その決定が文科省の決定になるのかではなくて、文科省としてどういう方向に進めていくのか、それを実現するためにどういうふうに中教審の委員会を使って合意していくのか、そこが問われているのだと思うのです。

今、世界全体がSDGsを象徴とするように、地球上に起こっている危機的な問題を解決するためには、それこそ相反するステークホルダーを説得して持続可能な社会をつくるという最上位の目標に向かって合意するという強い意志を持ってそれを進めなければ、もしかすると滅びるかもしれないということが話題になっているわけです。この大学の問題はそれに比べればはるかに小さい問題であるはずなのに、でも構図としては同じ構図である。相反するステークホルダーが合意するための手続を文科省さんとしてどう考えているのか、その1点だけです。手続論として中教審の議論が云々ではなくて、文科省としてどう決定するのかという手続論だけお話しただけだと思います。

○大槻座長 ありがとうございます。

菅原委員、お願いします。

○菅原委員 ありがとうございます。お時間がないので、簡単にコメントと、文科省さんに質問したいと思っております。

まず、私大連の村田様の御提案は全面賛成で、こうした規制緩和をすることによって自律的な大学経営ができるようにすることが重要ではないかと思います。大学の経営も企業経営と同様に時代に応じた社会的要請によって変化する必要があり、社会に人材を送り込む大学教育の質、在り方に対する価値も変化しているので、そうしたものに大学経営が柔軟に対応できるよう、自律的な大学経営が出来るようにこれらの規制改革はぜひ進めていただきたいと思っています。

ます。

一方、こうした規制改革をして自由な大学経営をするのであれば、先ほど来出ています認証制度とか情報公開という質の保証などガバナンスが従来以上に重要になってきます。これまでも国立大学、私立大学のガバナンス問題というのは随分議論され制度改革もなされてきていますが、これらは人材の国際競争力、また産業の国際競争力向上にとっても重要なので、ぜひスピード感を持って検討いただきたいと思います。

文科省さんにお伺いしたいのは、資料説明の中で検討会の委員の御意見の御紹介を頂きましたが、その中に「低水準の大学が参入する可能性」を懸念する意見がありました。これは一つの御意見とは思いますが、こういう御懸念があるのなら、設置基準を考えるのと同時に退出メカニズムも考えておくべきではないでしょうか。退出メカニズムを整備することにより、先ほど来の御紹介いただいた低水準の大学が参入する可能性があっても、対応できるのではないかと思います。もちろん、こうした仕組みをつくる際には、基準の明確化、廃止の方法をどういうふうにするのか、何よりも重要なのは、こうした大学に所属していた学生をどう保護するのかなど、きちんと対応を考えた上での退出メカニズムを考えていくことが必要だと思うのですが、そうした議論もなされているのでしょうか。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、私大連の村田様が御退室ということなので、先にコメント、御回答がございましたらお願いします。

○日本私立大学連盟（村田副会長） ありがとうございます。

先ほど森先生から御質問がありましたST比の問題ですが、教育の質の保証といったときに、今、求められているのはアウトカムだと思うのですが、このST比というのはむしろインプットです。インプット、アウトプット、そしてアウトカムなので、そのインプットなのですが、あくまでも対面の授業を前提にST比が考えられていると私は理解しています。

ここからは個人的な見解なのですが、そういう意味では、今後、オンライン、オンデマンドが入ってきたときにはST比の意味が全く変わってくる。ST比が悪いから授業の質が悪いというような問題ではなくて、むしろそのことも含めてオンラインをどうするのか、オンデマンドをどうするのかということでST比を考えていけないといけないので、恐らくST比がインプットではなくなってくるのだらうと思います。

同時に、今日も文科省様からも出たかと思いますが、オンデマンド、オンラインの授業、特にオンデマンドの授業では、いわゆる知識提供型の授業はオンデマンドで、今、学生はグーグルでもどんどんやっていますから、むしろこれはオンデマンドでいくのだらうと、そのほうが効率もいい。本学も調査をしましたけれども、コロナ禍におきましては、学生の学修時間は、今まで日本の学生はアメリカの学生の5分の1と言われたものがほぼアメリカの学生並みに、オンデマンドの授業では課題が多いために勉強する。皮肉な話ですが、今の1年生は大学は勉強するところだと思っているかもしれません。

そうしますと、今度、オンデマンドの授業以外のところで、本学は「Kwanseiコンピテンシー」という10のコンピテンシーを定めておりまして、こういったところで教育内容、あるいはコン

ピテンシーをどう育成していくかが重要で、そういった授業の内容、まさに先ほど出ましたコーチングといいましょうか、いかに学生を議論に導いていくか、知識を前提とした上でお互いに議論し、それぞれ結論を導いていくのかというような授業のほうが重要になってきて、その授業をどうするかが大きな高等教育の課題だと認識しております。

そういった意味では、本学ではこの4月から入ってくる新しい先生方には、まだ足りないのですが、15時間の研修をやり、もちろんオンデマンド、オンラインのやり方も含めて、ルーブリックだとかPBLのやり方、そういったものの教育をする、先生方に知ってもらう、あるいは身につけてもらうということも考えておりますので、抜本的に高等教育の在り方が変わってくるのではないかと考えております。

以上でございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、文科省さん、御回答をお願いします。

○文部科学省（森田審議官） 森先生のほうからございました既存の大学と新設大学は分けて、新設の場合に問題があった場合、学生にとっては大変問題になる。まずは既設の大学を対象とした特例でいくべきではないかという御意見でございました。その案も部会のほうにお示しして議論していただきたいと考えております。

それから、工藤先生からありました手続論でございますが、文部科学省としては、対面かオンラインかという二項対立ではなくて、双方のよさを最大限に生かした教育の可能性を追求していく、そのために設置基準の現在に合わないものを見直していただきたいということを基本的な方向として中教審にお示しした上で、これは文科省の考えとしてお示しした上で、基準の具体的な在り方、これは大学のみならず産業界やメディア、いろんな分野の方に御理解いただける基準をつくる必要があるので、文科省だけで考えるのではなくて、中教審で議論していただいて内容を決定していく手続を取っているということでございます。そのことは法律上も書かれておまして、大学設置基準はそれを制定したり改廃したりするときは審議会で議論してやるということが学校教育法上、定められておりますので、その手続に沿って行っているということでございます。

菅原先生から御意見がありました退出メカニズム、その際の学生の保護の在り方、これについてはこの質保証システム部会とは別にはなりますけれども、別途この問題については、経営困難大学に対する経営指導の在り方、早期の経営判断を求める指導の在り方、そういったことについては別途検討し、具体的な支援も適用して、大学名を申し上げるわけにはいきませんが、やっている大学もあるというのが現状の施策でございます。

以上でございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

時間が押していますので、1個目の議題はここまでにしたいと思います。御説明の皆様、どうもありがとうございました。

技術革新の動きは非常に速いですし、御指摘も頂きましたが、社会の方向性自体が相当変わってきておりますので、こういったことを反映して、学びの多様化を通じた個人の特性に寄り

添った形で大学教育のさらなる多様化を進めるとともに、何よりも学修者主体の教育に転換して、社会に開かれた大学教育を実現できるように大学教育の質の向上を図る、そういったことを目指していただきたいと思います。

今日いろいろな意見が出ましたけれども、まずは検討状況をこの部会の当面の動きなども含めまして御確認させていただければと思っていますし、年度末までということも頂いていますけれども、それを待たずしても、具体的かつ実効性のあるものにすべく検討を進めていただければと思っています。

それでは、第1議案の御関係の皆様は御退室いただければと思います。ありがとうございました。

(説明者退室)

○大槻座長 それでは、続きまして、第2議案のほうに移りたいと思います。「オンライン授業の実施状況について」でございます。

これにつきましては、9月29日の第2回ワーキング・グループのときにも議論しましたけれども、今年の6月に閣議決定された実施計画に係る対応状況について、改めまして文部科学省からヒアリングを行いたいと思います。本日の御説明者ですけれども、文部科学省大臣官房審議官の初等中等教育局御担当の淵上孝様にお越しいただいています。お待たせしました。10分ほどお願いします。

○文部科学省（淵上審議官） 文部科学省の淵上でございます。

それでは、お手元の資料に基づきまして、私から4点ほど御報告申し上げたいと思います。

1点目はオンラインを活用した教育の推進方策、2点目がオンラインを活用した特例の授業の位置づけ、3点目が不登校児童生徒に対するICT活用授業の評価、4点目が授業時数特例についてでございます。

まず、最初のオンラインを活用した学習指導の活用の推進方策でございます。1ページ目、これは前回にも御報告申し上げましたけれども、文部科学省の中に「GIGA StuDX推進チーム」を設けております。令和2年12月にこのチームを設置いたしまして、この4月からは全国から8名の現場で取組をしておられる先生方に加わっていただいて、各種の活動をしている状況でございます。右にございますようなネットワークを構築しながら、それぞれの現場の課題の分析、支援、オンラインを活用した実務担当者への説明会など、それから「StuDX Style」による好事例等の発信、メルマガの配信といったようなことを行っております。

2ページ目は、今、申し上げた「StuDX Style」での発信の状況でございます。幾つかのカテゴリーで各学校での参考となるようなものを情報提供しているところですが、1つのカテゴリーは「慣れるつながる活用」ということで、教師と子供がつながったり、子供同士がつながったり、家庭とつながったり、そういう形でどのような使い方があるのだろうかといったことをお示ししている実践事例などを載せているページでございます。右側が「各教科等での活用」ということで、小学校、中学校等での各教科で具体的にどのような形で授業を進めていけばいいのか、分かるようなものでございます。

3ページ目は、今、御説明した「StuDX Style」に掲載されているようなものを例示で張りつ

けたものでございます。左側は家庭とのつながりの様子、真ん中は学校での授業前からの様子、授業の中での様子、右側が学校が終わった後の家庭とのつながり、職員同士のつながりといったものが分かるような仕組みになっているところでございます。

4 ページ目は、今のような教育内容や実践事例の提供に併せまして、それに加えて人の配置の支援も行っているところでございます。1つ目は、ICT活用教育アドバイザーということで、国から各教育委員会に対して環境整備や指導方法などについて全般的な助言・支援を行うアドバイザーの仕組みがでございます。それから、教育委員会から学校へのアドバイスをつかさどるということで、GIGAスクールサポーターとICT支援員というものも設けているところでございます。GIGAスクールサポーターは、学校におけるICT環境整備の初期対応などについて御活躍いただいておりますし、ICT支援員につきましては、日常的な教員のICT活用の支援を行うということで、こうした形で重層的な人的支援を行いながらやっているところでございます。

5 ページ目は、次年度の概算要求におきまして、この人的支援の整備をさらに進めるためにGIGAスクール運営支援センターの整備事業を要求しているところでございます。GIGAスクール運営支援センターは、学校や市区町村単位を超えて広域的に支援するようなセンターでございますが、ここが学校、また家庭や地域とつながりながら、GIGAスクール全体の仕組みを高度化していこうということでございます。家庭への持ち帰り時における故障などへの運用支援もこの支援センターで行っていく予定でございます。

6 ページ目は、GIGAスクール構想の今後の展開をどのような形で進めていこうとしているのかということでございます。ステップ1、2、3と書いております。ステップ1が現状のGIGAスクール構想、1人1台端末を整備したところでございますが、幾つか課題が見えてきている状況でございます。運用に地域差がある、ネットワーク回線が遅い、教師に負担が集中する、あるいは指導者用端末が未整備、遠隔授業の実施環境が不十分、教科書のデジタル化が進んでいないという課題がございます。

したがいまして、今後、急ぎ、ステップ2の段階に移っていく必要があると考えております。1つ目は、今、御説明しました各学校をサポートするような運営支援センターの整備というものの、2つ目は、教師用の端末、さらに授業を高度化するような高機能カメラ、マイク、大型提示装置といった整備、3つ目がデジタルコンテンツとしてのデジタル教科書の配信基盤の整備ということで、いずれも待ったなしの課題だと思っておりますので、予算化もして可能な限り急いで取り組んでいきたいと考えているところでございます。

さらに、次のステップ3といたしましては、GIGAの基盤となるネットワークの改善・実装ということで、ネットワークのボトルネックなどの課題に応じて事業者などとも相談しながら、さらなる基盤の改善を目指していくということでございます。さらなる展開ということで右側にも載せているところでございます。

続きまして、7 ページ目でございます。GIGAスクール構想に基づく1人1台端末の円滑な利活用に関する調査協力者会議ということで、さらなる利活用の促進に向けまして、一定の考え方や参考情報等を整理していく必要があるだろうと考えておりまして、現場の先生方や有識者の方々にお集まりいただいて会議を設けているところでございます。この中では、どのように

して家庭に持ち帰って活用できるのかという課題も含めて整理して何らかの方向性を、年度末までに各学校で参考となるガイドラインのようなものをお示ししていきたいと思っております。

8 ページ目は、ICTを活用する際に各学校で考えていただきたい、あるいはチェックしていただきたいポイントをまとめて、これも提供しているところがございます。こうしたことをチェックしながら、各学校で体制をしっかりと整備しながらやっていくということでございますが、ただ、これが全部できなければICT活用ができないということになりますとまた逆行いたしますので、できるところからやっていく、また最終的にこういうところを念頭に置きながら整備を進めていけたらというようなものとしてお示ししているところがございます。

9 ページ目は、各地域でどのような先導的な取組が行われているのかということを集めています。これもStuDXチームで集めて文科省のホームページに公表しているところがございますが、各自治体におきまして様々な取組が行われています。運用の手引書、持ち帰りの際の手引などについて、つくば市も作っておりますし、群馬県では教職員に向けたサイトを運用していたり、埼玉県でもアプリケーションのソフトについての提供などがございます。これ以外にも様々な取組が行われておりますので、全国どこでもこうしたものが活用できるような形に共有している状況でございます。

10 ページ目は、私どもが作成しているパンフレットでございまして、様々な活用事例でございます。

11 ページ目は、オンラインを活用した特例授業の位置づけについてでございます。前回の御説明が不十分で、なかなか御理解いただけなかった部分がございますので、改めて御説明させていただきます。学校で授業を行う日数は、年間365日のうちの一定数、およそ200日程度になってまいりますけれども、そのうち出席しなければならない日と出席を要しない日といったくり、あるいは授業を行わない臨時休業の日などがあるわけでございます。昨年来からの規制改革推進会議の皆様との御協議も踏まえて、オンラインを活用した特例の授業というものを新しいカテゴリーとして創設したわけでございますが、これが赤枠で記載されているところに位置づいているものでございます。

このオンラインを活用した特例の授業につきましては、度々通知等でもお示ししておりますけれども、指導要録上、この授業を行ったということがきちんと記録されることになっておりますし、またオンラインを活用した特例の授業を受けたということが受験などで不利にならないといったようなことも再三にわたって周知しているところがございます。

また、前回の御議論の中で、さはさりながら、出席停止・忌引等の日数の中に位置づいてしまうことに違和感があるという御指摘もございましたので、その御指摘も踏まえて、10月にはオンラインを活用した特例の授業について、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄の名称を各自治体等の判断で変更することもできる、そういう名称変更もできるということで事務連絡を早速発送しているところがございます。

12 ページ目は、不登校の子供たちに対するICT活用の学習活動についてでございます。これも前回御説明申し上げましたように、不登校の子供たちの中には、ICTを活用して学習活動を行っているという子供たちもおります。不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を

行った場合、校長は、指導要録上、出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができるとしております。その際、出席扱いの要件や留意事項の中で学習評価についての記述をしているところがございます。留意事項の2つ目のポツでございますけれども、出席扱いとした場合に、全ての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載できない場合でも、例えば自宅における学習状況を所見欄に文章記述するなど、学習の努力を認め、次年度以降の指導に生かすという観点から適切な記載が望まれる、こういったことを示しているところがございます。この点については改めていろんな場で周知しているところがございます。

加えまして、先般の御指摘で、しからばここで行われているICTの授業あるいは学習活動がどのように成績評価に反映されているか、その実態について文科省として把握しているのかというお尋ねがございまして、現状、そこは把握していないということがございました。現在、不登校に関し、今後どうするかという会議を設けている状況がございまして、この会議の場などを使いまして、自治体における成績評価への反映に向けた取組事例や課題などについてヒアリングを実施して、実態把握に努めたいと考えているところがございます。

最後、授業時数特例校制度でございます。授業時数特例校制度につきましては、制度概要にございますように、全体の総枠としての授業時数は維持した上で、1割を上限といたしまして、各教科の標準授業時数を下回ってほかに回していけるという制度をこの7月に創設したところがございます。

今年度のスケジュールといたしましては、次年度指定に向けまして、現在、各学校から募っている状況でございます。募集を踏まえまして、指定した上で、来年の4月から具体的に取組が開始されるということでございます。今後、1割の上限としての授業の運用状況を確認して検証する観点から、必要に応じて調査などを行いまして、次のステップにつなげていきたいと考えているところがございます。

早口でございましたけれども、御説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○大槻座長 ありがとうございます。

続きまして、緊急事態宣言下に同時双方向を活用したオンライン授業を実施されて、また「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的としたオンライン授業に係る出席停止の取扱いに関する指定都市市長会緊急提言」の提出にも御同行されましたさいたま市教育委員会のヒアリングを行いたいと思います。説明者ですが、さいたま市教育委員会の細田眞由美教育長に御出席いただいております。それでは、細田様、10分ほどで御説明をお願いします。

○さいたま市教育委員会（細田教育長） 細田でございます。よろしくお願いたします。

それでは、御説明させていただきたいと存じます。

まず、さいたま市におけるオンラインを活用した特例の授業の実施状況についてということですが、さいたま市のGIGAスクール構想の取組の様子を特徴的なことを中心にお話しさせていただくところから始めさせていただきたいと存じます。

今般のコロナ禍でGIGAスクール構想が2023年から2020年に前倒しになったことは大変歓迎しておりまして、頑張らなければという思いでスタートさせたところがございます。そのときに、私たち教育委員会、学校職員は教育のプロフェッショナルではあるけれども、ただ、ITのスペ

シャリストではないので、こういったプロジェクトを推進した経験がある方、つまり民間人材の活用をしていきたいと思った次第です。

ちょうどそう思ったところで、令和2年度の7月に内閣府から兼業・副業の環境整備について背中を押してくださる施策が出てきまして、ならば、これを使ってITスペシャリストを民間から募って、その方々と一緒にGIGAスクール構想のプロジェクトを前に進めようと考えました。これがさいたま市の特徴の第1でございます。

このときに、どうやって民間人材を活用するか、どうやって民間人材を募集するかということで悩んでおりましたら、人材サービスの会社の方々が力を貸してくれるということで、4人募集したわけですが、何と688人から応募があり、素晴らしい人材でした。そういう方々になぜ一つの基礎自治体の取組に協力してくれるのかと伺いましたら、教育が変わる歴史的瞬間に立ち会っていききたい、こんなふうにお話をさせていただいて、スタートしたところです。

GIGAスクール構想、さいたま市の2つ目の特徴ですけれども、さいたま市は基礎自治体としては大きく、168校ありまして、子供たちが10万3000人、教員も6000人を超えております。その6000人、168校が自走できるシステムをつくっていかねばいけないと思いました。そこで、各学校から比較的ITの得意な人を募って、その人を学校の中のコアにして、学校が自走できるようなスタイルをつくろうと考えたわけです。それを私たちは「エバンジェリスト」と呼びました。

もともと「エバンジェリスト」というのは伝道師というような意味ですが、ITの業界では最新技術を分かりやすく説明する人ということですので、これはいいネーミングだと思いました。168校で714人のエバンジェリスト、ITのリテラシーが高い人間ですので、比較的若い年代ですが、この人たちを募って、この教員たちが、各学校が自走するスキームをつくっていったということです。

もう一つは、そうはいっても毎日授業をするのは6000人の教員です。教員のITのリテラシーを高めることが大変重要だと考えましたので、まず、教員のICTの活用能力についてどの程度なのかをしっかり把握しようということで、ITのリテラシー、初級・中級・上級編ということで、一緒に仕事を始めました民間のITスペシャリストの皆さんたちと本市独自の初級・中級・上級のITリテラシーのカテゴリーをつくって「Can Do調査」を昨年度末、3月に実施しました。

その結果、90点以上を合格として82.5%の教員が初級程度のITのリテラシーがあるということが分かったのですが、ただ、できないこともあるので、全員がそれをクリアできるように、オンライン上で研修のコンテンツをつくりまして、5月中に全員が研修を修了して、現時点ではさいたま市の6000人の教員は全員が初級程度のITのリテラシーはある、それ以上にチャレンジしている教員たちがたくさんいるという状況でございます。

もう一つ、スケジュール感を持って教員のITのリテラシーを高め、それを授業の中で生かして授業実践していくということが大変重要でございますので、毎月、タスクを用意して、例えばこれは5月のタスクですが、とにかく6000人の教員全員がAIドリルパークを使って授業実践をしよう、カメラ機能を使ってみよう、QRコードを読み取って主体的な学びを促してみよう、インターネットで検索して探究的な学びをしてみようというようなタスクを毎月用意して、そ

こに向かって6000人全員がチャレンジするという仕組みをつくっておりました。そこでも、自分はなかなか難しい、授業の中でデジタルを使うのは難しいというような教員を先ほど申しましたエバンジェリストが背中を押しながら、学校の中で研修会を繰り返し行って自走を促しているということです。

結果として、今、ほぼ全ての学校がステップ2の状況です。教科の学びを深めていったり、教科の学びの本質に迫ったりする、そういうデジタルの使い方、1人1台の端末を生かした学びのデザインが進んでいると言えます。

そういった順調な滑り出しをしたと自負しておりましたところ、夏季休業中に、皆さんも御案内のとおり、子供たちへの変異株による新型コロナウイルスの感染爆発が起きました。それまでの新型コロナウイルスは、子供はかかりにくいと言われていましたけれども、変異株によりまして、8月の感染爆発はすごかったです。そして、そのさなかに2学期がスタートするということが大変大きな課題となりました。

ここでさいたま市教育委員会としては、昨年のコロナ禍と今年のコロナ禍での学校教育は根本的に違う、何が違うかということ私たちにはGIGAがあるということで、子供たちの学びを止めないということを合い言葉に、通常の登校を希望する児童生徒には学校での通常授業、感染を回避したいから登校を控えることを希望する児童生徒には双方向のオンライン授業を実施しよう、このハイブリッド授業を実施しようということでチャレンジしました。

なぜ、ほかの自治体が多くやっていた夏季休業の延長や分散登校の実施をしなかったかのということですが、昨年度の轍を踏まずということが私たちの合い言葉でした。昨年度、エッセンシャルワーカーや、学校へ行きたくてしようがないと思っている子供たちにとって、学校の臨時休業や分散登校は子供たちの心の揺れを引き起こしてしまっただけです。ですから、そういったことで子供たちの通常登校ができる、させたいという保護者の方、そして学校に来たいという子供たちには通常の登校で通常の授業、しかし、登校を控えることを希望する子供たちにも同じ内容の授業を提供したいということで、同時双方向のオンライン授業を提供し、そして子供たち同士の関わり合いもやっていこうといった取組でした。

私どもは8月27日が新学期のスタートでしたので、ここに向けてどのくらいオンライン授業を希望する児童生徒がいるかという調査をしましたところ、8月27日始業の段階では小学生が約21%、中学生が約12%ということでオンライン授業を開始したところです。ところが、8月30日月曜日、8月31日火曜日にかけてネットワークがダウンしてしまいました。

この原因は後でいろいろな調査をして分かったところですが、トラフィックの集中です。なぜトラフィックの集中が起こってしまったかといいますと、私たち教員側は、オンライン授業の子供たちにも教室にいるときと同じ授業をさせたいという思いがありまして、例えばカメラも音声もずっとつながり放しだったりするわけです。そういう、ある意味、むちゃなことをしてしまってトラフィックが集中したということです。

それから、我々は高速大容量のネットワーク環境を整備していたので、理論上、問題ないと確認していたのですが、実際には様々なトラブルが起こってしまい、トラブルの対応に追われました。ただ、現実には4日間、不具合が起こってはおりませんでしたけれども、9月3日か

らは全ての学校で安定してオンライン授業を実施することができるようになりました。もちろんデジタルダイエットなども実践していったところでございます。

もう一つ課題が起きました。私どもは、オンライン授業は欠席日数ではないということを文科省の通知にのっとして保護者の皆さんに繰り返し御説明したところですけども、欠席日数にならないということと出席にならないということは違うではないかというお声がどうしても強かったです。保護者の皆さん、そしてマスコミからも、なぜ出席停止の枠の中で欠席日数にはならないという扱いなのかという抗議や質問が私たちのところに繰り返し届きました。

そこで、本市の市長清水勇人に骨を折っていただきまして、指定都市市長会の緊急提言ということで10月12日に鰐淵政務官にお持ちしたところでございます。その後、文科省の皆様が御議論いただいて、10月22日に、先ほども御説明いただきましたような、各設置者等における指導要録の様式の設定に当たって「出席停止・忌引等の日数」を記入する欄の名称を変更することが可能であるという方向性をお示しいただきました。出席扱いというふうにダイレクトにはなりませんでしたが、大変うれしい、一步前進した御回答であったと考えます。

私どもは、文科省からの通知を受けまして、変更をこのようにさせていただこうと考えております。そもそも出席停止・忌引等の日数の中に入るということは大前提としてありますが、その中に内数としてオンライン特例授業出席日数ということで明確に示す。指導要録の記載についてこのような形にしていこうと考えているところでございます。

最後に、スライドはございませんが、この後、私どもがさらにオンラインの学習についてどういう取組が必要と考えているか、簡単にお話しします。

一つは、第6波が起きた場合、起きてほしくないのですけれども、そういった場合、そしてそれ以外にもオンライン授業の実施がスムーズにできるように実証実験を実施しようと思えます。10万人の子供たちがおりますので、3日間を設定して、それぞれの学校で一斉に家庭とつないでいこうと思えます。そこで確認することは、ネットワークと、もう一つ大変重要な家庭とのつながりです。オンライン授業だけではなくて、オンライン学習がこれから家庭学習として宿題や反転授業のツールとして活用できるような、そういった家庭の協力を仰ごうと思っております。

もう一つございます。これは不登校児童生徒へのオンライン学習の提供です。令和4年度に不登校児童生徒等支援センターを設立する予定でございます。そこで、それを通してオンライン授業のみならず、オンラインを活用した特別活動、学校行事や部活動等、そんなものが実施できるような、そういうチャレンジをしていこう、こんなふうにさいたま市教育委員会は考えております。

以上でございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

皆様お気づきのとおり、この会合は2時までとなっておりますが、しっかり議論すべきところはしたいと思っております。大変恐縮ですが、できれば少し延長させていただければと思います。御予定がある方は2時で御退室いただきまして、後ほど事務局にメール等で意見等を御送付いただければと思います。ぜひよろしく願いいたします。

それでは、改めまして、御指摘、御質問等ある方は挙手をお願いしたいと思います。では、まず村上専門委員、そして山田大臣政務官、お願いします。

○村上専門委員 私からは1点だけ、文科省に。オンライン授業をなぜ出席扱いにしないのか、そこをかたくなに拒む理由を教えてください。

以上です。

○大槻座長 山田大臣政務官、お願いします。

○山田大臣政務官 私から2点あります。

1点目は、同じ理由にもなるのですが、調べたところ、不登校は令和元年で18万人いたのです。そのうち、ICTを使って出席扱いになった子は608人なのです。事実上認められていないのに等しい状態であります。そもそもその数が合っているかどうか確認したいのですけれども、何故なのだろうと、これでは全く意味がないと思っております。

それと、不登校に関しては2種類あることを把握しています。もちろん、学校が嫌い、ついていけないというのはあるのですけれども、実は学校の授業はつまらないという割に進んだ子も学校を離れてしまうというケースが最近かなりあるということでもありまして、その両面から考えないと、この問題は解決しないと思っております。

それから、2点目ですが、今回のGIGAスクールの議論をもうちょっと軸を持って集約し話をしたほうがいいと思っております。これはどういうことかということ、GIGAスクールは4つ軸があると思うのです。1つは学び方の支援で、今回、主に議論になっているところだと思います。それ以外、コミュニケーションのプラットフォームが必要だと思っております。生徒間、生徒と先生たち、先生と親というところもあると思います。もう1つが、校務支援というのが多分ありまして、学校内の作業を楽にするというか、いろんな報告や行事の問題など、いろいろあります。それから、教育行政のプラットフォームという意味では、学校と学校間、学校と教育委員会、文科行政、そういったところのプラットフォームになる。いずれもこのGIGAスクールというのは可能性があると思っておりますので、必ずしも学び支援だけではなくて、全体が良くなってこないと、先生たちの時間が教えるところに向かないと思っております。その辺の軸の整理をして、今までは何となくこういうことをやってみたということで、積み上げ型で議論されてきたのだと思いますが、トップダウン型で、4つぐらいの類型があって、それぞれどうしていくのだということを議論してもいいのではないかと思います。

以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、森専門委員、お願いします。

○森専門委員 ありがとうございます。

今、山田大臣政務官がおっしゃったように、実は私どもの小学校も教員全員でSlackを使い始めたら格段に業務が整理されて、密なコミュニケーションも取れ、みんなが即座に情報を共有できることを実感しております。そういったような取組も必要なのかなと思いました。

私からは2点です。

まず、淵上さんのほうに、オンライン特例授業というものをつくっていただいたということ

に関して私は非常に評価したいと思っております。私どもの小学校でもこれを聞いて大変喜んで先生方が多いということです。

もう一つは、デジタル端末を持って帰らない、持って帰れないという話があるのですが、まずは事実として子供たちは重いのです。圧倒的に重い。なぜかという、教科書を全部持って帰っているからなのです。このときにデジタル教科書の議論はどうなったのかと思っております。数年前には結構活性化して議論されていたと思うのですが、結局、机の上に教科書もノートもデジタル端末も置くみたいなことだと、子供たちの意識が拡散しますので、基本的にはデジタル端末だけで授業ができるとなれば、これは一気にICT化が促進するはずなのです。ですから、その辺の議論はどうなっているのか、教えていただきたいと思っております。

以上でございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、文科省さん、御質問に対しての御回答をお願いします。

○文部科学省（淵上審議官） 御指摘ありがとうございます。

1点目の村上専門委員のオンラインの出席扱いの件でございます。前回も少し御説明させていただきましたけれども、資料2-1の11ページにございますが、学校における授業日数の構造といたしまして「出席しなければならない日」と「出席を要しない日」、大きく2つの形態があるわけでございます。「出席を要しない日」というのは、本人の事情によらずに学校長の判断などで本人の出席を要しない日に位置づくというところになります。したがって、出席や欠席という扱いからそもそも外れていくということでございます。そういう性格を持っているところでございます。さはさりながら、前回から御報告申し上げておりますように、オンラインを活用した特例の授業で学んでいるという学びの軌跡はしっかり残そうということで指導要録にその旨を記載しているところでございます。

それから、山田大臣政務官からの御質問で不登校児童生徒におけるICT活用についての実績でございます。ICT活用は令和元年度は御指摘のとおり608人でございます。令和2年度の直近の数値といたしましては2626人ということで、増えてきているという状況でございます。ここは圧倒的に足りないのではないかと御指摘でございます。この仕組みが使えるということにつきましては、私ども、なお周知に努めているところでございますけれども、各学校に対して、引き続き、しっかりその説明をしていきたいと思っております。

それから、不登校につきましては、御指摘のとおり、学校の関わり方が幾つか種類があるだろうと思っております。不登校の原因、要因というのも様々にあるわけでございます。不登校につきまして、現状「不登校に関する調査研究協力者会議」というものを設けまして、今後のさらなる不登校対策について検討しているところでございます。そこで、先ほど申し上げましたようなICTの評価についての実例の把握なども行っていく予定でございますけれども、その議論の中で原因などを踏まえた対策についても検討していきたいと思っております。

それから、GIGAスクールの幾つかの検討の軸が必要だということでございました。おっしゃるとおりだと思います。本日お示ししました資料2-1の2ページ目でも、少し早口でございましたけれども、私どもとして大きく「StuDX Style」で提供しているパターンとしましては、

「慣れるつながる活用」という場面と「各教科等での活用」ということがございます。

政務官の御指摘がございました学び方の支援という1つ目の軸につきましては、右側がございます「各教科等での活用」ということで、小学校、中学校の具体的な教科活動などでのレイヤーということになるかと思えます。2つ目、3つ目のコミュニケーションのプラットフォームとして、あるいは校務支援としてということにつきましては、左側の「慣れるつながる活用」がそれに該当するかと思えます。教師と子供がつながる、子供同士、あるいは学校と家庭がつながる、また校務支援という意味では教職員同士でつながる、学校と家庭のつながりも校務支援に資する部分がありますが、そうした軸で私どもとしても引き続き検証したり、あるいは活用事例を提供していくことを考えていきたいと思えます。

森先生からございましたデジタル教科書についての検討状況は、6ページ目、ここも少し早口でございましたけれども、ステップ2の支援③です。待ったなしの議論と私どもも思っておりますけれども、全ての小中学校等でデジタル教科書の活用を可能にするとともに、デジタル教科書や連携するデジタル教材などがよりスムーズに活用できるような、実際の使用状況を踏まえた課題解決や配信方法等の検証が必要だと考えております。今、小中学校の4割ぐらいだったかと思えますけれども、1教科についてデジタル教科書が使えるようになっておりますが、これをさらに進めていく、あるいは配信基盤として共通のプラットフォームのようなものが必要ではないかといったようなことも含めて、検証、検討する必要があるがございます。こうしたものを今後必要な予算整備なども財務省と協議しながら早急に進めていきたいと思っております。

取りあえず以上でございます。

○大槻座長 中室さん、お願いします。

○中室座長代理 ありがとうございます。

先ほど山田大臣政務官から御指摘のありました、どうして不登校の子供たちの評価ができていないのかということですが、文科省さんの事業ではなくて経産省さんの「未来の教室」実証事業の中で、不登校の生徒たちがオンラインで授業を受けた場合の出席扱いとするための評価のガイドラインをつくっています。恐らくその一つのボトルネックになっていたのは評価の仕方が分からないということだったのではないかと思いますので、こうしたガイドラインを使って積極的に評価していくということを今後やっていく必要があるのではないかと考えております。その点、情報共有させていただきたかったということでございます。

2つ質問したいことがあります。

1つは、先ほど村上委員がおっしゃったことの全くの繰り返しになるのですが、なぜ出席扱いにできないのかということです。これは前回も文科省さんから説明を頂きまして、今回も同様に説明していただいているのですが、文科省の中での整理はできているのだと思えます。ただ、それが、一般的に聞いたときに誰の納得も得られていないという現状なのではないかと思うのです。

さっき細田教育長もおっしゃいましたけれども、メディアも分からないと言っている。保護者も分からないと言っている。今ここにいる規制改革推進会議の委員も全員分からないのです。

なぜそういう整理になるのかというところなのだと思います。4800億円もかけてGIGAスクールを推進してこられたのはほかならぬ文科省であって、それと今回出席になりませんという話は政策として著しく整合性に欠けるのではないかと思うので、そこを出席扱いにできるようにしていただきたいということです。これについてのリアクションをお聞きしたいということです。

2つ目には、さっき持ち帰りの話のところを出たのですけれども、多くがリース契約になっているという問題があると思いますが、持ち帰りができないという学校を減らすために契約面での検討はできないものなのかどうか、そこも教えていただきたいと思います。

以上です。

○大槻座長 では、文科省さん、お願いします。

○文部科学省（淵上審議官） 2点、御指摘がございました。

1点目は、先ほどの出席扱いという点でございます。私どもとして、学校教育につきましても、とりわけ初等中等教育段階の発達段階を踏まえますと、子供たち同士、あるいは教師と子供たちとの様々な触れ合いによって、学校教育によって育まれるものがあるだろうと思っております。それは必ずしも教科での授業のみならず、休み時間、放課後、あるいは様々な係活動、そうしたものを通じて全体として育まれるものと考えているところでございます。こういう様々な触れ合いの中で育まれる学校への登校で出席ということを考えているということでございます。オンラインを活用した学習指導というものも様々な各地域で工夫していただいて、いろんな取組が行われているということではございますけれども、今、申し上げましたような、子供たち同士、あるいは先生と子供たちとの直接的な触れ合いを踏まえた全人的な成長ということからすると、全く同じ扱いはなかなか難しいということで位置づけが異なっているところでございますが、ただ、学んでいる軌跡は指導要録にきちんと残していくということで、オンラインを活用した特例の授業というものを位置づけているというのが1点目でございます。

2点目につきましては、パソコンの持ち帰りということでございます。資料2-1の7ページの会議では、デジタル庁とも一緒に行いましたいろんな方々からのアンケート、教育関係者等へのアンケートの結果や、あるいは中室先生の御指摘がございました契約上の問題ですとか、あるいは保護者と学校とのルールづくり、約束事、そういったことなど、持ち帰りについていろんなクリアすべき課題があると承知してきております。したがって、ここの会議で年度末までに何らかのガイドライン等をお示しする中で、リース契約によって持ち帰りが難しいということであれば、そのことについてはどうすれば解決できるのかといったようなことも含めて御審議いただいて、発信できるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

今の件の関係ですけれども、ガイドラインは、先ほど山田大臣政務官からもありましたけれども、いろんな軸と課題があって、これからGIGAスクール構想を進める上での鍵になってくるという観点で、私ども規制改革推進会議とも議論しながら進めていただくことは可能でしょうか。

○文部科学省（淵上審議官） 今、たちまちお答えするのはなかなか難しいのですが、御指摘

を頂いているような問題意識というものは当然私どもから、会議の先生方からこういう提案、提言が行われているということを御報告しながら、ガイドラインにつなげていくことは十分可能だろうと思います。

○大槻座長 ありがとうございます。

では、工藤専門委員、お願いします。

○工藤専門委員 1点だけ、文科省さんに質問です。不登校児童生徒というより、病弱によって学校に通えないお子さん、院内学級制度や訪問学級制度を受けることのできないお子様たちへの対応という点で、1点だけ質問したいのですけれども、誰一人置き去りにしないという観点から、出席というよりは教育の質保証といったらいいのか、その視点で文科省さんの検討状況というのですか、不登校児童生徒に併せて病弱のお子さんたちの教育保障という面でどんな検討状況にあるか、教えていただきたいと思います。

○大槻座長 ありがとうございます。

文科省さん、お願いします。

○文部科学省（淵上審議官） 今、直ちにお答えできませんので、確認して改めて御回答させていただきます。よろしくお願いいたします。

○大槻座長 では、改めてこちらのほうは御回答をお願いします。

ほかに皆さんから御質問、御指摘等ございますでしょうか。

大臣、いかがでしょうか。何かコメント等ございますでしょうか。

○牧島大臣 ありがとうございます。

先生方から大変大事なポイントを御指摘いただいたと思っています。もう時間だと思うので、1点ずつ申し上げます。

大学設置については、先生方もおっしゃったとおり、中教審の議論が大事なのは分かるのですけれども、そのプロセスをこちらの規制改革のワーキング・グループでもお示しをいただく必要がある。私たちのほうでもしっかりウオッチしてコメントさせていただきたいということ強く申し上げておきたいと思います。

そして、オンラインの教育については、出席でも欠席でもないというファジーなところにあるのはやはり気持ちが悪いと思っている人が多い。このコンセンサスをつかんでもらいたいというのを私自身も強く思います。それをお伝えしつつ、それから、どこに住んでいるかによって子供たちの環境が異なるというのはあまりにもかわいそうだと思いますから、それぞれの自治体の判断ですという通知一枚で何とかできない、そういう問題意識を私たちとしては持っています。

デジタル臨調でも、子供を取り巻く環境やデータについてはデジタル庁としてもしっかり見ていくということを御指示いただいていますので、進めていきますけれども、ぜひ御協力を頂ければと思います。文科省さん、よろしくをお願いします。

○大槻座長 ありがとうございます。

副大臣、いかがですか。何かございますでしょうか。

では、政務官、いかがですか。何か追加でございますでしょうか。

よろしいようでしたら、こちらの議論は終わりにしたいと思います。既に大臣からまとめを頂きましたが、今日は、御説明の皆さん、委員の皆さんも活発な御議論、御説明も御丁寧に、ありがとうございました。

本日各委員から御意見を頂いた事項につきましては、後日、文科省さんから対応の状況を確認させていただきますので、具体的かつ実効性のある制度設計を目指しまして、速やかな御対応をよろしくお願いいたします。

それでは、今日のディスカッションはここまでとしたいと思います。今後の日程につきましては、また事務局から御連絡したいと思います。

皆さん、どうもありがとうございました。